

■労働関係指標【令和8年4月値】

完全失業率 (季節調整値)	2.5% (前月に比べて0.2ポイント低下)	有効求人倍率 (季節調整値)	1.18倍 (前月と同水準)
就業者数 (季節調整値)	6,860万人 (前年同月比64万人増加)	現金給与額 (特別に支払われた給与を除く)	312,425円 (前年同月比3.5%増)

Topics 1. パートタイム・有期雇用労働者に関するルール変更(令和8年10月1日施行)

パートタイム・有期雇用労働者の待遇改善をさらに進めるため、令和8年10月1日から、雇い入れ時の労働条件の明示事項の追加や、「同一労働同一賃金ガイドライン」の改正などが施行されます。今回の見直しは、働き方改革関連法の施行後の運用状況や、近年の裁判例を踏まえて行われたものです。

Point1 雇い入れ時の労働条件明示事項の追加

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れる際は、労働条件通知書等に、従来の明示事項に加えて、新たに「通常の労働者との待遇の相違の内容・理由等について説明を求めることができる」旨を明示することが必要になります。あわせて、説明を求める際の窓口(部署名、担当者名など)も記載しなければなりません。なお、この明示義務に違反した場合は、10万円以下の過料の対象となります。

〈労働条件通知書の記載例〉

次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違(内容・理由)等について説明を求めることができる。

部署名 ●●●部 担当者職氏名 ●●●● (連絡先 ●●●●)

●パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れる際の明示事項

※下線が今回追加される明示事項

- 昇給の有無
- 退職手当の有無
- 賞与の有無
- 相談窓口
- 待遇の相違の内容・理由等について
説明を求めることができる旨

Point2 「同一労働同一賃金ガイドライン」の拡充

改正ガイドラインでは、待遇差の不合理性を判断するに当たり、それぞれの待遇の「性質・目的」と、職務内容や配置の変更範囲などの実態に即して検討することが、より明確に示されました。つまり、「正社員だから」「将来の期待があるから」といった抽象的な説明では足りず、どのような理由で差を設けているのかを、客観的かつ具体的に説明できることが求められます。

また、ガイドラインでは、賞与・退職手当・各種手当・休暇・福利厚生施設などに関する考え方が拡充されました。自社の制度については、それぞれの待遇の性質や目的を整理したうえで、待遇差がある場合に合理的な説明ができるかをあらためて点検しておくことが重要です。

なお、ガイドラインに記載された項目はあくまで例示であり、記載のない待遇についても、その性質・目的に照らして個別に判断する必要があります。

●ガイドラインに追加された待遇 (参考 2026年2月号(Topics2))

- 退職手当
- 無事故手当
- 家族手当
- 住宅手当
- 夏季冬季休暇
- 病気休職
- 褒賞
- 福利厚生施設

Point3 待遇差についての説明方法

通常の労働者とパートタイム・有期雇用労働者との間に待遇差がある場合、事業主は、労働者から求めがあれば、その内容や理由、判断に当たって考慮した事項を説明しなければなりません。説明に当たっては、次の点に留意するとよいでしょう。

- 資料を用いながら口頭で説明する場合は、使用した資料も交付すること
- 説明事項を網羅した、分かりやすい資料を交付する方法も有効であること
- 資料の交付が難しい場合でも、後日閲覧できるようにするなどの工夫が望ましいこと

労働者から求めがない場合でも、労働契約の更新時などに、待遇差の内容や理由を分かりやすく示した資料を交付したり、説明を求めることができることを周知したりする対応が望ましいとされています。

このほか、パートタイム・有期雇用労働者の賃金については、職務内容や成果などを公正に評価し、その結果を昇給等に適切に反映させることが望ましいとされています。また、正社員転換制度を運用する際には、面談やメール等を通じて本人の意向を確認し、必要な配慮を行うことも求められます。こうした点についても、事業主が講ずべき措置として指針が整理・追加されています。

今回の改正により、事業主にはこれまで以上に丁寧な説明と制度運用が求められます。人手不足が続く中、すべての働く人が納得して力を発揮できる職場を整えることは、法的リスクの低減にとどまらず、企業の持続的な成長にもつながる重要な取り組みといえるでしょう。

Topics 2. 令和7年度パートタイマーに関する実態調査結果

Topics 1で「同一労働同一賃金ガイドライン」改正について触れました。これに関連し、東京都産業労働局が実施した「令和7年度パートタイマーに関する実態調査」の結果について、一部を抜粋して紹介いたします。

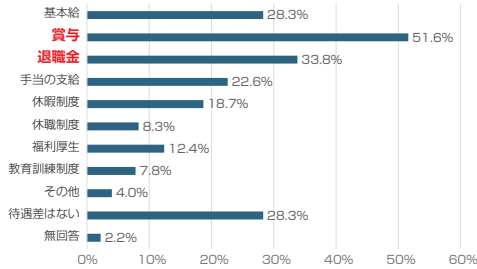
令和7年度パートタイマーに関する実態調査 / 調査対象

都内の常用雇用者数30人以上の3,207事業所および当該事業所に勤務するパートタイマー2,000人（有効回答率3割程度）

Point1 不合理な待遇の差があると感じる点(パートタイマー)

正社員との間に不合理な待遇差があると感じる点（複数回答）を尋ねると、何らかの待遇差があると回答したパートタイマーは69.6%となりました。

不合理な待遇の差があると感じる点【複数回答】（651人）



業務内容別にみても、すべての業務内容で「賞与」が4割を超えており、特に「輸送・機械運転業務」では69.2%、「生産工程業務」では65.8%で6割を超えています。

Point2 賞与の支給有無と支給額について(事業所の対応)

事業所にパートタイマーに賞与を支給しているかの設問に対する回答は次の通りでした。

● 「原則として支給していない」54.3%

支給していない割合が高い事業
「不動産業、物品賃貸業」(68.8%) / 「宿泊業、飲食サービス業」(67.6%) / 「教育、学習支援業」(63.0%)
支給していない割合が低い事業
「製造業」(39.6%) / 「医療、福祉」(47.6%)

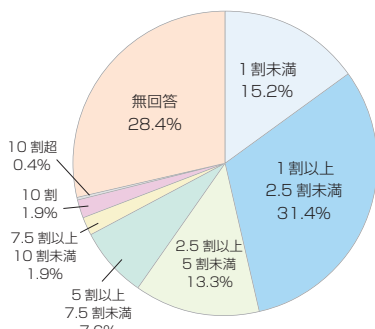
● 賞与支給額

パートタイマーに賞与を「原則として全員に支給」している又は「一部のみに支給」していると回答した264事業所における、平均額は14.2万円となりました。

264事業所のパートタイマーへの平均支給額が正社員支給額の何割に該当するかの設問に対する回答は右図の通りです。

近年、企業における人手不足が深刻化しており、パートタイマーの果たす役割は重要性を増しています。10月からの「同一労働同一賃金ガイドライン」改正に際し、今一度自社の制度について点検を行い、見直しの必要性や問合せに対する対応について定めておきましょう。

正社員の支給額に対する割合 (n=264)



Topics 3. 海外赴任最初の4週間

一般に海外赴任者が、事前に、いつ、何を準備すべきかという情報は、書籍やネット上で探すことができますが、現地に赴任してからについては、公開情報が限られています。先日、米国テキサス（TX）州ダラスへの赴任者向けという、ニッチな説明会を聴講する機会を得ましたが、赴任してから直ぐにすべき事項は数が多い上、現地の法制度や生活習慣によって異なるため、とても有用と感じましたので、共有させていただきます。

最初の4週間が大事

最初の4週間で、生活の基盤を作り上げることが重要であると強調されていました。具体的には、1週目に生活インフラの前提となるものを準備する、2・3週目に住居と自動車を確保する、4週目に医療保険の加入と子どもの入学手続きをする、となります。

1週目：生活インフラの前提を準備

最初にすべきは、SSN（社会保障番号）の取得、銀行口座の開設、携帯電話の契約、の3点です。これらは、以降の生活の立ち上げ活動の前提となるものです。

① SSN

到着後、Social Security Office（社会保障事務所）で申請します。データ反映のため、入国後数日待ってから申請が推奨されています。SSNカードは、通常承認後5～10営業日程度で届きます。

② 銀行口座

ダラスでは、大手のBank of America（BOA）、Wells Fargoなどで開設するのが一般的です。銀行により、SSN取得前でも開設できたり、必要書類が異なってきますので、事前確認が必要です。

③ 携帯電話

T-Mobile、Verizonなどのローカルキャリアと契約することにより、米国での電話番号を早期に確定させます。これにより、公共料金等各種手続きを、WEB上で登録することができるようになります。

2・3週目：住居・自動車

ダラスでは、時間もかかりますので、この2つの確保を同時並行で進めることが肝要とされています。

① 住居

TX州では、どのISD（学区）にするかが、安全面・利便性からも、決定的に重要です。学校のスコアを優先して、住むエリアを絞り込む手法が一般的です。日本人には、ブレイノ、プリスコ、アレン、マッキニーが、不動産の四大人気エリアとのこと。

② 自動車

SSNがない段階では、現金購入またはディーラーローンによる調達となります。自動車保険料の算出に、日本の運転履歴が必要になるため、「無事故証明書」の英訳を持参しましょう。

4週目：医療と教育

① 医療保険の理解

米国の医療システムは、日本と大きく異なります。HMO、PPOといったプランの違い、In-Networkの概念を理解せずに受診すると、後で高額の請求が届くリスクがあります。

② PCP（かかりつけ医）の登録

早めに近所のIn-Network内の医師を見つけ、登録を済ませます。

③ 入学手続き

子どもの入学には、TX州規定の予防接種記録（英訳版）の提出が必須です。日本とは異なる追加接種が必要なケースが多いので、早めに確認します。

その他の留意点

① 渡米前の運転免許試験場予約

TX州の試験場予約はDPS（公安局）を通して行いますが、混雑が酷く、数ヶ月先になることが常態化しているとのこと。日本にいる間に、オンラインで予約することが推奨されています。

② クレジット・ヒストリーの構築

SSNを取得したら、クレジットカードを活用して、クレジット・ヒストリーを蓄えていくことが望ましいです。その後の各種保険料金額や住宅ローン調達に影響してきます。

こうした情報は、コンサルティング会社の他、リロケーション会社などからも入手可能です。赴任者や家族に提供することで、スムーズな現地業務のスタートに寄与するものと考えます。

国際業務担当ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《文月》夏を迎える部屋で

7月に入り、いよいよ夏らしい空気が漂い始めました。昨年の冬に引越してから初めて迎える夏で、今年は自室にエアコンがあるという、これまでとはまったく違う環境になりました。これまでは扇風機だけで過ごしていたため、網戸越しに響くセミの鳴き声や夜の寝苦しさや格闘しながら夏を乗り切っていた記憶がまだ鮮明に残っています。

エアコンのある生活は、想像以上に快適です。部屋に戻ってスイッチを入れるだけで、あのまわりつくような熱気がずっと引いていく感覚は、何度味わっていてもありがたいものです。暑さに振り回されずに過ごせ

るといっただけで、日々の疲れ方がまるで違います。

それでも、扇風機の風に頼りながら「今年も科学に頼らずなんとか乗り切った」と思っていた頃の、あの少しだけ“夏らしい苦労”がふと懐かしくなる瞬間があります。汗だくになりながら工夫していた日々は、今思えばそれはそれで季節を感じる時間だったのかもしれない。

とはいえ、せつかく手に入れた涼しさです。今年の夏は、この快適さを素直に受け取りながら、新しい環境で過ごす夏の時間をゆっくり楽しんでいこうと思います。

(木)



バックナンバーはこちら!



<https://www.arcandpartners.com/blog/maronie>

